

従業員の皆さん 毎日のお仕事ご苦労様です。

3月も終わり4月(新年度)が近づいて来ました。4月ともなれば、一般企業では新入社員を迎える事から新人教育の一環として労働災害防止の教育も行われる事と思います。そんなことから今月の「衛生委員会通信」では、「安全衛生の基本知識」と4月から変わる「自転車の違反」について考えたいと思います。

はじめに「安全衛生とは？」

労働災害の防止、健康管理の促進、快適な職場環境の確保など、従業員の安全衛生を守るために、「労働安全衛生法」でも定められた事業者の義務！です。

労働災害が発生することは、生産性がダウンし売上に影響を及ぼしたりするだけでなく、企業のイメージ低下につながる恐れもあります。そのため、労働災害のない安全な職場環境を維持するために「安全衛生」という考え方が重要となります。

労働災害の現状(死亡者数)

死亡者数:755人(過去最少)

業種別では、

1位:建設業223人(前年比58人・20.6%減)

2位:製造業138人(同2人・1.4%減)

3位:陸上貨物運送事業110人(同20人・22.2%増)

4位:商業72人(同9人・11.1%減)

事故の型別では、

1位:「墜落・転落」が204人(前年比30人・12.8%減)

2位:「交通事故(道路)」が148人(同19人・14.7%増)

3位:「はさまれ・巻き込まれ」が108人(同7人・6.1%減)

労働災害の現状(休業4日以上の死傷者数)

死傷者数:135,371人(過去最少)▶3年連続で増加

業種別では、

1位:製造業27,194人(対前年比500人・1.9%増)

2位:商業21,673人(同29人・0.1%減)

3位:保健衛生業18,786人(同1,549人・9.0%増)

4位:陸上貨物運送事業16,215人(同365人・2.2%減)

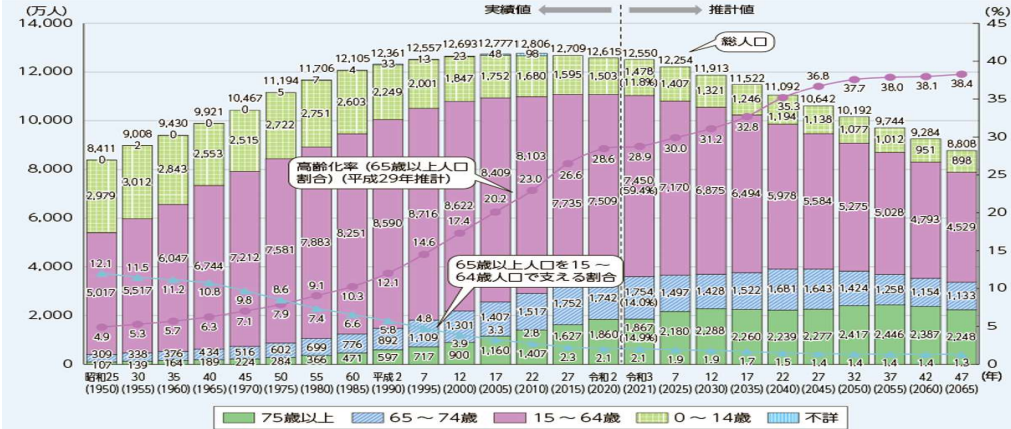
事故の型別では、

1位:「転倒」が36,058人(前年比763人・2.2%増)

2位:腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が22,053人(同1,174人・5.6%増)

3位:「墜落・転落」が20,758人(同138人・0.7%増)

減少する生産人口(ピンク部分)



会社にとって価値が増す安全衛生

生産年齢人口は1995年でピーク!...ここから先は生産年齢人口の減少がさらに加速

今いる社員を大切にしない!

→社員の健康をいかに守れるか?

→安全衛生の力=会社の力

労働災害の種類

・物理的要因による災害(転倒・墜落・機械事故)

高所作業時の安全帯未使用や機械の誤操作、未熟な作業員が適切な指導を受けずに機械を操作するなどが原因となる

・化学的要因による災害(有害物質・火災・爆発)

揮発性の高い溶剤・薬品の吸入や可燃性ガス・溶剤の誤使用や漏洩、静電気や火花による引火などが原因となる

・健康リスクによる災害(過労・メンタルヘルス不調)

長時間労働による疲労の蓄積や過重労働・パワハラ・人間関係のストレスが原因となる

労働安全衛生法

○事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない(第3条)

労労働安全衛生法第66条・労働者に対して医師による健康診断の実施義務

○労働者の責務

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない(第4条)

労働安全衛生法令の概要

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保する義務がある

①安全衛生管理体制を確立

②労働災害を防止するための具体的措置を実施する

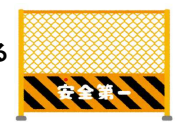
安全衛生委員会の必要性

○委員会設置の目的

労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策(労働災害の原因及び再発防止対策等)などの重要事項について十分な調査審議を行うことを目的としている

安全委員会、衛生委員会を設置しなければならない事業所

業種	常時使用する労働者の数	安全委員会	衛生委員会
1 林業、鉱業、建設業、 製造業の一部(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、 運送業の一部(道路貨物運送業、港湾運送業)、 自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上	必要	必要
2 製造業(1以外) 運送業(1以外) 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上 50人以上100人未満	必要 義務なし	必要 必要
3 1と2以外の業種	50人以上	義務なし	必要



安全衛生のための職場巡視

○職場巡視の目的

- ・作業環境を実際に見て、安全衛生上の問題点を見出し改善していくこと
- ・労働者の業務内容を理解することで、産業医による適正配置判断の参考とすること

○根拠法令

- ・衛生管理者の定期巡視(週1回):労働安全衛生規則第11条
- ・産業医の定期巡視(月1回):労働安全衛生規則第15条
- ・産業医の勧告:労働安全衛生規則第14条第3項

○職場巡視のポイント:労働災害を防ぐための基本原則

労働災害を防ぐためには、「危険を予測し、未然に防ぐ」ことが重要

リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントとは、職場の危険性や有害性を特定しリスクを評価して対策を講じること

○リスクアセスメントの進め方

① 危険の特定

作業工程や職場環境のどこに危険が潜んでいるかを洗い出す

例)「フォークリフトの通路が狭く、接触事故の可能性がある」

② リスクの評価

「どの程度の危険があるか?」を数値化して評価

- ・発生頻度(頻度が高いか低いか)
- ・影響度(けがの程度・被害の大きさ)

③ 優先順位を決定

- ・リスクが高いものから順番に対策を実施
- ・「軽傷の可能性があるが発生頻度が高いもの」と「発生頻度は低いが致命的な事故につながるもの」では、後者を優先

④ 対策の実施

・危険を除去・軽減するために対策を考える

例)「フォークリフトの通路を広げる」「歩行者専用の通路を確保する」

⑤ 効果の確認と継続的な改善

- ・実施した対策が実際に効果を発揮しているかをチェック
- ・定期的に見直し、安全管理の改善を続ける

危険予知活動(KY活動)

KY活動(Kiken Yochi 活動)とは、作業前にリスクを予測し、安全対策を話し合う活動

○KY活動の進め方

① どんな作業をするか確認

・作業内容を明確にし、「どこに危険があるか」を話し合う

② 危険ポイントの洗い出し

・「何が起ると危険か?」を考える

例)「はしごを使う作業 → 転倒の危険」
「機械操作 → 指を挟むリスク」

③ 危険回避の方法を考える

・危険をなくすための具体的な対策を検討

例)「はしご作業 → 安定した場所で使用し、手すりを確保」

「機械操作 → 手袋の着用、緊急停止ボタンの位置を確認」

④ 指差し確認を行う

・「〇〇ヨシ!」と声を出し、確認作業を徹底する

例)「安全装置OKヨシ!」、「足元確認ヨシ!」

ヒヤリ・ハット報告の活用

「ヒヤリ」としたり、「ハッ」として事故寸前で回避できた出来事のこと

1件の重大事故の背後には、29件の軽微な事故と300件のヒヤリ・ハットが存在する(ハインリッヒの法則)

○ヒヤリ・ハット報告の進め方

① どんな場面でヒヤリとしたか記録



例)「フォークリフトの運転中後方確認を怠り人にぶつかりそうになった」

② 事故につながる可能性を分析

「もし回避できなかったら、どんな事故になっていたか?」を考える

例)「人身事故につながった可能性があった」など

③ 再発防止策を検討し、共有

社内で情報共有し、同じようなミスが発生しないようにする

例)「運転時のルールを徹底し、後方確認の義務化」など

安全衛生教育

労働災害は、業務に対する知識・経験の不足のために起こすものが大きな割合を占めている

安全衛生教育は労働者の雇入れ時、作業内容の変更時や危険有害業務就労時に実施するなどして、従業員へ定期的に周知・教育することが大切!

保管すべき労働安全衛生関係書類(一部)

保管書類	保存期間	根拠法令
安全衛生委員会議事録	3年間	安衛則23条
特別教育の記録	3年間	安衛則38条
酸素欠乏危険作業場所環境測定記録	3年間	酸欠則3条
健康診断個人票	5年間	安衛則51条

まとめ

- ・安全衛生を日頃から行うことが生産性を向上させることにつながる
- ・労働安全衛生法に則り、安全衛生委員会の開催や職場巡視を徹底!
- ・リスクアセスメントなどを実施し、労働災害を未然に防ごう!

大事故を引き起こす前に対策を講じて

従業員が安心して働ける環境造りを進めていきましょう!

2026年4月1日から変わる自転車の違反について

自転車を利用される皆さんへ

2026年4月1日から自転車の違反に「青切符」が導入されます!対象は16歳以上

青切符(交通反則通告制度)とは、一定の交通違反をした場合、反則金を取れば刑事手続きに移行せず、事件が終結される(いわゆる「前科」もつかない)という制度です。一方、飲酒運転や妨害運転時はこれまでと同様に赤切符が運用(刑事手続き)されます。下図は、悪質・危険な違反が青切符の対象例です

携帯電話使用等(保持) 12,000円	遮断器切入入り 7,000円	自転車制動装置不良 5,000円	無灯火 5,000円	軽車両乗車規制期間違反(二人乗り等) 3,000円	並進禁止違反 3,000円
信号無視(赤色等) 6,000円	指定場所一時不停止等 5,000円	横断歩行者等妨害等 6,000円	公安委員会遵守事項違反 傘差し運転 5,000円	イヤホン等の使用運転 5,000円	安全運転義務違反 手を放した運転等 ^{※1} 6,000円

通行区分違反(右側通行等)

※1 自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは「普通自転車」は歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示で歩道を通行することができるものとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- 車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき

ただし、歩道は歩行者が優先です!

車道が原則、左側通行!
6,000円

知らなかったでは、済まされません。
普段から自転車を利用される方は勿論、休みに利用する方も、覚えておいてください!

